

8-北環第 116 号
令和 8 年 8 月 28 日

北広島町下水道使用料審議会長 様

北広島町長 箕野 博司

適正な下水道使用料の在り方について（諮問）

北広島町下水道使用料審議会条例第 3 条の規定により、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

1. 諮問事項

適正な下水道使用料の在り方について

2. 諮問理由

当町は、平成 4 年に供用開始した千代田地域の公共下水道のほか、千代田・大朝地域の特定環境保全公共下水道、芸北・千代田・豊平地域の農業集落排水と 3 つの種類の下水道の運営を行っています。令和 6 年度に公営企業会計へ移行するとともに、令和 7 年度には「北広島町下水道紙業経営戦略」を策定して、持続的かつ安定的な事業運営に努めているところです。

一方、人口減少等により今後の下水道使用料の減収が見込めれるほか、施設の老朽化に伴う修繕や更新費用は増加し、人件費や原材料価格の高騰による経費の増加しており、経営環境は厳しさを増すと考えられます。

つきましては、当町の下水道事業の健全化を図り、将来にわたって安定的で持続可能な事業運営を行うため、適正な下水道使用料の在り方について諮問いたします。